

平成 23 年度長野市の保育所保育料について

保育家庭支援課

1 保育料改定審議の主旨

長野市の保育料（公立・私立保育所）の決定にあたっては、法令上、審議会の答申を必要とはされておりませんが、長野市は、昭和 50 年から審議会の答申を踏まえながら保育料を決定しています。

2 保育に要する経費と保育料

保育所の運営は、本来、国が定めた運営費（児童を保育するため、最低基準を維持するために必要な経費）でまかなわれることになっており、運営費は、保護者と公費で負担します。保護者は、国の示す保育料基準に基づいて市が設定した保育料を所得に応じて負担し、残りを国と市で負担しています。

なお、市は子育て世帯の負担に配慮し、国の示す保育料基準の一部を軽減し市の保育料を設定しています。

3 これまでの審議経過

保育料については、前年分の所得税額等を基に決定しており、平成 19 年分の所得税については、所得税定率減税の廃止及び、国から地方への税源移譲による税制改正があり、平成 20 年度の保育料は、税制改正前の所得税額と変わらない場合、前年度と同額になるよう長野市保育所保育料徴収基準額表を改正しました。

また、平成 22 年度の保育料は、昨年 11 月に行われた行政刷新会議における事業仕分け結果の評価を踏まえ、国の保育所徴収額基準表の階層区分に新たに高所得者層の階層が新設されたことから、長野市も高所得者層に新たに 1 階層を新設しましたが、子育て世帯への負担軽減の配慮と少子化対策の一環として、その他の階層については、平成 21 年度の保育料と同額にしました。

（裏面 平成 22 年度長野市保育料徴収基準額表 参照）

4 平成 23 年度の保育料について

現在のところ、国において具体的な保育料改正の動きはありませんが、国の動向について注視してまいります。